官民協働で進める公共施設整備のあり方についての提言書

平成２７年１２月

戸田市議会　総務常任委員会

提言１　公共施設の整備・運営にあたっては、官民協働の手法として、PFIを用いることを検討すること

私どもが視察してまいりました愛知県岡崎市では、公共施設の新設又は改築を行う際、PFI導入適性検討の必要性指標に基づき、PFI導入適性検討調書により必ずPFIの導入について検討をするとのことです。

PFI導入適性検討の必要性指標とは、

- ○ 事業着手までに2年以上の期間を有していること
- ○ 初期投資費用（設計及び建設費等）が10億円以上必要となる事業であること
- ○ 年間維持管理及び運営費が １ 億円以上必要となる事業であること
- ○ 収入が見込める事業や顧客等の利用数を把握できる事業であること

の4つで（別紙1参照）、これらの指標を満たす場合、PFIの導入適性があると判断され、PFI導入適性検討調書によって、PFIの導入が適正であるかどうかを検討することになります。

現在、政府も逼迫する財政事情の中、内閣府（PFI推進室）が中心となって関係省庁が連携する枠組みの下で、PFIの利用を促進しております。

もちろん民間との協働のあり方はPFIのみではなく、指定管理者制度の利用など様々ありますが、資金調達や公共施設の維持、運営、管理にあたって幅広く、市民も含めた民間との協働を推し進めるPFIの手法は優れた点が多く、今後の公共施設の整備を検討するにあたっては、本市においても導入を検討することを提言いたします。

PFIとは…

PFI とは、Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称で、公共施設等の建設や維持管理、運営等に、民間の資金や経営ノウハウ等を活用する手法です。PFI を導入することで、地方自治体の事業コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供が期待できます。

愛知県岡崎市の「岡崎げんき館」。市立岡崎病院跡地に、「保健衛生」、「健康づくり」、「子ども育成」、「市民交流」の４つのゾーンから成る複合施設として、平成２０年３月にオープン。岡崎市のＰＦＩ手法による施設整備の代表例。

提言２　PFIの検討にあたっては一定の基準を設け、客観的に検証可能な形で行うこと

PFIの導入が可能であるとしても、有利であるかどうかの検討がさらに必要であります。岡崎市で用いている「PFI導入評価基準」は、その検討を可能とするものであります（別紙２参照）。

またPFI導入を検討する作業を通じて、従来の庁内縦割的な発想では見えてこなかった手法を発見したり、そこから市民サービスのさらなる向上に繋がる可能性もあります。

本市においても、このようなPFIの有利性の検討が可能となる基準を設け、客観的に導入を検討することを提言いたします。

提言３　PFIの導入の検討にあたっては、強調されがちな財政面のみならず、提供できるサービスの内容、市民参加の是非等、メリットとデメリットを多面的に検討すること

公共施設の整備にあたり、PFIを利用する場合のメリットとしては、一般に次のようなことが言われています。

(1)　低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
(2)　公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
(3)　民間の事業機会を創出することを通じて経済が活性化すること

一方、デメリットとしては民間事業者が事業立ち上げから運営までを主導するため、他の手法に比して、その管理が難しくなるとも言われています。また、既存の事業者が存在する場合、その調整が必要となることがあります。

特に資金調達やコスト削減においてPFIは優れた手法であるので、財政面から導入の検討をすることは大切だと考えますが、他方で上述の通り、PFIには他のメリットやデメリットもあり、また、岡崎市のように市民を巻き込んだ運営も視野に入れれば、PFIのメリットはさらに増大する可能性が考えられます。つまり、PFIの導入の検討にあたってはどのようなサービスが提供可能か、複雑な検討が必要と考えられます。

PFIの導入の検討にあたっては、強調されがちな財政面のみならず、提供できるサービスの内容、市民参加の是非等、メリットとデメリットを多面的に検討されることを提言いたします。

別紙１（「岡崎市ＰＦＩ手法導入手引き」より抜粋）

（ＰＦＩ導入適性検討調書）

評価項目		適性	調査項目	適性基準
基本的な適性	施設の新設及び改築		・事業の創設 ・施設の移転 ・施設の建替 ・施設の大規模修繕	・事業を創設する場合に整備が必要となる施設の新設 ・施設を既存場所から移転して新築する場合又は移設する場合 ・既存場所において施設の建替をする場合又は増築をする場合 ・大規模な修繕を起点に事業を見直す必然性があるもの
ＰＦＩの特性	スケジュール		・事業着手までに２年以上の期間を有す	・基本設計又は実施設計業務を行うまでの期間がＰＦＩ可能調査を始めてから２年以上の期間がある ・ＰＦＩ可能性調査、特定事業選定、事業者の公募にかかる期間が包含される
	事業規模		・初期投資額が１０億円以上 ・年間維持管理及び運営費が１億円以上	・初期投資と維持管理等を含む総事業費での規模を算定して十分なＶＦＭが得られる可能性を有する ・算定する維持管理及び運営の期間は１５年以上で、１５億円以上必要
	事業成果		・収入が見込める ・顧客等の利用者数を把握できる	・事業成果の計測が可能 ・サービス水準の評価が定量化が可能 ・サービスの質の向上が測定できる ・財政的な縮減効果が定量的に評価できる
適性評価			全ての項目に適性が有ならば適性は「有」なければ「無」	

別紙２（「岡崎市ＰＦＩ手法導入手引き」より抜粋）

評価シート「ＰＦＩ導入評価調書」

評価項目		評価	評価内容	評価方法
基本的条件	安定した公共事業		・公共サービスとして１５年以上の期間が確保できる。 ・安定的な需要が確保される(見込まれる)。 ・必要性が高いと認められる。	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
	民間経営資源の活用が図られる		・設計・施工・維持管理・運営が包括的に発注できる。 ・法規制や特段の事情等の縛りがない。 ・公共の関与が必要以上にない。 ・資金調達が公共よりも民間の方が適切である。	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
	公共サービスが効率的かつ効果的に実施される		・公共サービスの合理化が図られる。 ・公共サービスの質の向上が期待できる。 ・公共サービスの目標値が明確	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
	事業の選定や事業者の選定に公平性が保たれる		・事業実施の周知が十分されている。 ・土地の確保（見込み）がされている。 ・事業者の選定に適正な手法が導入される。	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
	事業に透明性が図られる		・事業主体に制約がない ・事業の各進捗段階での公表機会が設けられる ・適切なモニタリングの施行が可能	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
事業適合性	事業の推進に客観性がもたれる		・複数の企業からの競争が見込まれる。 ・類似事業が先行事例として存在する。 ・同種の事業を行う企業が存在する。	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
	事業についての業務分担が明確となる		・事業の分担化が可能となる。 ・業務にかかるリスク分担が算定できる。 ・業務の要求を企業の提案として図ることができる。	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
	事業者の事業の独立性が確保される		・事業の性能発注方式を採用する ・事業を担う民間事業者の法人化が可能 ・事業に関する経費区分が独立する	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
	相乗効果やスケールメリットが認められる		・企業の創意工夫の余地がある。 ・事業に対するスケールメリットが十分見込まれる。 ・公共事業の改善が有機的に行われる可能性が高い	Ａ：評価内容に２以上該当 Ｂ：評価内容に１以上該当 Ｃ：評価内容が見当たらない
判定		・基本的条件５点以上、事業適合性４点以上以上かつ、総合点 10 点以上ならば実施方針の策定及び公表へ誘導します。 ・凡例（A:2 点、B:1 点、C:0 点）		

総務常任委員会

委員長	遠藤　英樹
副委員長	細田　昌孝
委員	金野　桃子
	高橋　秀樹
	花井　伸子
	三浦　芳一